



i i c h i k o
**総合文化センター
施設利用ガイド**

A GUIDE TO USE
iichiko CULTURE CENTER

目 次

iichika グランシアタ / *iichika* 音の泉ホール 2 ▶ 7

練 習 室 8 ▶ 9

会 議 室 10 ▶ 11

県民ギャラリー 12 ▶ 13

iichika アトリウムプラザ 14 ▶ 15

ご利用に際してのお願い 16 ▶ 18

各施設申請書様式 19 ▶ 24

■利用時間と利用区分

利用時間	利用区分
9：00～22：00	午前 9：00～12：00
	午後 13：00～17：00
	夜間 18：00～22：00
	全日 9：00～22：00

※注1 利用時間には、舞台、楽屋等の準備から撤去まで、観客、出演関係者等の入場から退場まで、施設の利用に要するすべての時間を含みます。

※注2 公演時間の延長、準備、撤去等で、やむを得ず上記の利用時間を超えた場合は、超過利用料金をいただきます。なお、超過利用は、理事長が認める場合に限りです。

■休館日

- ① 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- ② 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- ③ 設備の保守点検等のために知事が特に必要があると認める日
ただし、知事が特に必要があると認めるときは、①、②に定める日でも開館することがあります。

■受付期間

利用日の15月前の応答日の属する週の火曜日から、利用日の1月前まで
（連続して利用する場合、利用日とはその初日とします。）

ただし、舞台単独利用の場合は利用日の1月前の翌日から利用日の2日前までとし、通常利用による申込みが全日ない日に限り受け付けます。

※注1 次の催物についての iichiko グランシアタ、iichiko 音の泉ホールの利用申込は、利用希望日の属する月の2年前から受け付けます。

- ① 大分県の主催、共催する催物（舞台公演及び知事が特に認めたその他の催物）
- ② 財団法人大分県文化スポーツ振興財団が主催、共催し、受託した催物
- ③ 国、市町村の主催する催物で知事が特に認めたもの
- ④ 公共的団体主催の公益を目的とする催物で九州規模以上のもの

※注2 受付期間の初日が休館日の場合は、翌日以降の最初の開館日が受付初日となります。

※注3 利用日の15月前の応答日がない場合は、直近の日を応答日とします。

例) 利用日が7月31日の場合の応答日は、4月30日

■連続利用

連続して利用できる日数は7日以内です。

■申込み

- ① 受付日 休館日を除いて毎日受け付けます。
- ② 受付時間 午前10時から午後5時まで
- ③ 受付場所 財団法人大分県文化スポーツ振興財団 4階事務室
- ④ 受付手続
 - ・利用許可申請書（別添：様式第1号）、主催者・出演者に関する資料（前回実施のプログラム等）を提出してください。初めての申請の場合は、施設利用誓約書（別添：様式第15号）を併せて提出してください。
 - ※2回目以降の申請の場合は、FAXによる申請も受け付けます。
 - ・受付期間内に申請があったものについて、先着順に受け付けます。
 - ・利用希望日が重なった場合は、午前10時の時点で抽選等により決定します。

■利用料金の支払

- ① 支払方法
現金または銀行振込、郵便払込をお願いします。（現金の場合は、財団法人大分県文化スポーツ振興財団4階事務室まで）
- ② 支払時期
許可通知書発行の日から10日以内を原則とします。
ただし、分割払い（舞台単独利用の場合を除く。）を希望する場合は、利用料金の30%を10日以内に、残り70%を利用日の30日前までにお支払いください。

※注 楽屋、附属設備・器具の利用料金は、利用当日の精算時に現金でお支払いください。

■利用料金

全館利用（通常利用）の場合		座席数 1,954 席、車いす席 12 席			単位（円）
入 場 料	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜 間 18:00~22:00	全 日 9:00~22:00	
公演での利用	0円～1,000円	82,000	109,300	136,700	278,700
	1,001円～2,000円	114,800	153,000	191,400	390,300
	2,001円～3,000円	131,100	175,000	218,700	446,100
	3,001円以上	147,600	196,800	246,000	501,800
利式集会用 典会議等 または 大会	0円～3,000円	131,100	175,000	218,700	446,100
	3,001円以上	147,600	196,800	246,000	501,800

一部利用（1階席のみ利用）の場合		座席数 1,294 席、車いす席 12 席			単位（円）
入 場 料	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜 間 18:00~22:00	全 日 9:00~22:00	
公演での利用	0円～1,000円	67,100	89,500	111,800	228,100
	1,001円～2,000円	93,900	125,300	156,500	319,400
	2,001円～3,000円	107,300	143,200	178,900	364,900
	3,001円以上	120,700	161,100	201,300	410,600
利式集会用 典会議等 または 大会	0円～3,000円	107,300	143,200	178,900	364,900
	3,001円以上	120,700	161,100	201,300	410,600

舞台単独利用（舞台のみ利用）の場合		単位（円）			
区 分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜 間 18:00~22:00	全 日 9:00~22:00	
舞台単独利用	33,500	44,700	44,700	104,600	

※備考1 学校（学校教育法第1条に規定する学校をいう。以下同じ）、芸術・文化団体並びに学校教育関係団体及び社会教育関係団体で大分県の承認を得て財団法人大分県文化スポーツ振興財団が定めるもの（以下「認定団体」という。）が主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、学校は上記利用料金の60%、認定団体は上記利用料金の70%とします。

※備考2 利用形態の変更（全館利用から一部利用、一部利用から全館利用への変更）はできません。

※備考3 利用料金には、消費税・冷暖房料金を含みます。

※備考4 上記利用料金は、本番利用の金額です。「仕込み、リハーサル、撤去」のみの利用の場合は、上記料金の半額となります。（超過利用、また舞台単独利用の場合はこの限りではありません。）

※備考5 舞台単独利用は、舞台及び舞台上のポーターライト（作業灯）2列のみの利用となり、備品や楽屋、客席、ホワイエ等は利用できません。

楽 屋（全12室）		単位（円）		
区 分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜 間 18:00~22:00	
101	4,320	4,320	4,320	
B01、B02 102～105、201～205	2,160	2,160	2,160	

※備考1 学校及び認定団体が主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、学校は上記利用料金の60%、認定団体は上記利用料金の70%とします。

■附属設備及び器具の利用料金(1利用区分)

区分	設備・備品名	単位	料金(円)	
舞	オーケストラピット	一式	6,700	
	ひな壇迫り	1列	1,750	
	舞台大迫り	1基	2,450	
	舞台小迫り	1基	1,550	
	音響反射板	一式	5,950	
	所作台(花道用所作台含)	一式	10,300	
	平台	1枚	160	
	開き足	1台	60	
	箱馬	1個	30	
	階段	1台	100	
	バトン	1本	310	
	松羽目(パネル)・竹羽目	各一式	2,050	
	金屏風・銀屏風・鳥の子屏風	1双	1,600	
	毛氈	1枚	240	
	高座用座布団・長布団	1枚	220	
	地絨	1枚	2,050	
	紗幕・浅ぎ幕・定式幕 ホリゾン幕・中ホリゾン幕 暗転幕・紅白幕・大黒幕	1枚	1,080	
	オペラカーテン	1枚	1,550	
	上敷ゴザ	1枚	240	
	台	演台(花台含)	一式	870
司会者用演台		1台	330	
机・めくり台		1台	100	
雪かご		1個	240	
バレエ用シート(リノリウム)		1枚	1,080	
鳥屋団・日舞用あてものパネル		一式	2,050	
スモークマシン(本体のみ)		1台	2,050	
ドライアイスマシン(//)		1台	2,050	
音		拡声装置	一式	6,350
		オープンテープレコーダー	1台	1,250
	MD・CD カセットテープレコーダー	1台	540	
	D A T	1台	1,080	
	ステージスピーカー	1台	1,080	
	ステージモニタースピーカー	1台	560	
	3点吊りマイク装置	一式	1,080	
	エレベーターマイク装置	1本	770	
	マイク(コンデンサー型)	1本	1,030	
	マイク(ダイナミック型)	1本	560	
	マイク(ワイヤレス型)	1本	1,550	
	マイクスタンド	1本	100	
	マルチケーブル	一式	540	
	ポータブルミキサー(16ch)	1台	1,350	
	ポータブルミキサー(24ch)	1台	1,550	
ポータブルミキサー(32ch)	1台	2,550		
周辺機器	1台	540		

区分	設備・備品名	単位	料金(円)	
照	フットライト	1列	530	
	ロアーホリゾンライト	1列	2,160	
	アッパーホリゾンライト	1列	4,320	
	ボーダーライト	1列	1,080	
	スポットライト(1kw未満)	1台	160	
	スポットライト(1kw)	1台	220	
	スポットライト(1.5kw)	1台	330	
	スポットライト(2kw)	1台	430	
	スポットライト(3kw)	1台	660	
	ストリップライト(4灯)	1台	110	
	ストリップライト(12灯)	1台	330	
	ピンスポットライト(1kw)	1台	820	
	ピンスポットライト(3kw)	1台	2,350	
	効果器類	1台	1,080	
	音響反射板ライト	1台	160	
明	エフェクトパターン	1枚	100	
	スタンド・ベース	1台	100	
	カラーフィルター	1枚(大判)	120	
	その他ライト類	1台/1kw	160	
	楽	ピアノ(外国製フルコンサート)	1台	10,800
		ピアノ(日本製フルコンサート)	1台	5,350
		チェンバロ	1台	10,800
		和太鼓	1台	920
	器	指揮台/指揮者用譜面台	一式	430
		演奏者用譜面台・譜面灯 譜奏者用椅子	1台	80
ピアノ椅子・バス椅子		1脚	100	
姿見・ホワイトボード・黒板		1台	220	
インカム(仮設) レーザーポインター		1台	220	
自立式スクリーン		1台	510	
16mm映写機		1台	7,200	
プロジェクター(OHP・スライド)		1台	1,450	
ビデオプロジェクター		1台	2,050	
ビデオデッキ・DVD		1台	1,080	
そ	CCDカメラ	一式	540	
	モニターTV	1台	540	
	持込電気利用料	1kw	320	
	その他			

※備考1 利用料金には、消費税を含みます。
 ※備考2 ピアノの調律のみの場合は、料金は無料です。

■利用料金

全館利用（通常利用）の場合		座席数 704 席、車いす席 6 席			単位 (円)
入 場 料		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
公演での利用	0円~1,000円	36,500	48,600	60,800	124,000
	1,001円~2,000円	51,100	68,100	85,100	173,600
	2,001円~3,000円	58,400	77,900	97,300	198,500
	3,001円以上	65,700	87,500	109,400	223,300
利 式 集 会 用 典 会 議、 等 ま た は 大 会 の 利 用 は	0円~3,000円	58,400	77,900	97,300	198,500
	3,001円以上	65,700	87,500	109,400	223,300

一部利用（1階席のみ利用）の場合		座席数 566 席、車いす席 6 席			単位 (円)
入 場 料		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
公演での利用	0円~1,000円	29,300	39,100	48,800	99,700
	1,001円~2,000円	41,000	54,700	68,400	139,600
	2,001円~3,000円	46,900	62,500	78,200	159,400
	3,001円以上	52,800	70,300	87,900	179,400
等 会 会 で ま 議 の た は 大 利 用 式 会 典 集	0円~3,000円	46,900	62,500	78,200	159,400
	3,001円以上	52,800	70,300	87,900	179,400

舞台単独利用（舞台のみ利用）の場合					単位 (円)
区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
舞台単独利用		14,700	19,500	19,500	45,800

- ※備考 1 学校及び認定団体が主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、学校は上記利用料金の60%、認定団体は上記利用料金の70%とします。
- ※備考 2 利用形態の変更（全館利用から一部利用、一部利用から全館利用への変更）はできません。
- ※備考 3 利用料金には、消費税・冷暖房料金を含みます。
- ※備考 4 上記利用料金は、本番利用の金額です。「仕込み、リハーサル、撤去」のみの利用の場合は、上記料金の半額となります。（超過利用、また舞台単独利用の場合はこの限りではありません。）
- ※備考 5 舞台単独利用は、舞台及び舞台上のボーダーライト（作業灯）2列のみの利用となり、備品や楽屋、客席、ホワイエ等は利用できません。

楽 屋 (全 5 室)	利 用 区 分			単位 (円)
	午 前	午 後	夜 間	
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	
501 ~ 505	2,160	2,160	2,160	

- ※備考 1 学校及び認定団体が主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、学校は上記利用料金の60%、認定団体は上記利用料金の70%とします。

■附属設備及び器具の利用料金(1区分)

区分	設備・備品名	単位	料金(円)
舞	所作台	一式	10,300
	平台	1枚	160
	開き足	1台	60
	箱馬	1個	30
	階段	1台	100
	バトン	1本	310
	松羽目(幕)	1枚	1,080
	金屏風・銀屏風・鳥の子屏風	1双	1,600
	毛氈	1枚	240
	高座用座布団・長布団	1枚	220
	地絨	1枚	2,050
	紗幕・水平幕・大黒幕	1枚	1,080
	上敷ゴザ	1枚	240
	演台(花台含)	一式	870
	司会者用演台	1台	330
	机・めくり台	1台	100
	雪かご	1個	240
台	バレエ用シート(リノリウム)	1枚	1,080
	スモークマシン(本体のみ)	1台	2,050
	ドライアイスマシン(//)	1台	2,050
	拡声装置	一式	6,350
	オープンテープレコーダー	1台	1,250
	MD・CD カセットテープレコーダー	1台	540
	DAT	1台	1,080
	ステージスピーカー	1台	1,080
	ステージモニタースピーカー	1台	560
	3点吊りマイク装置	一式	1,080
	マイク(コンデンサー型)	1本	1,030
	マイク(ダイナミック型)	1本	560
	マイク(ワイヤレス型)	1本	1,550
	マイクスタンド	1本	100
	マルチケーブル	一式	540
	ポータブルミキサー(16ch)	1台	1,350
	ポータブルミキサー(24ch)	1台	1,550
ポータブルミキサー(32ch)	1台	2,550	
周辺機器	1台	540	

区分	設備・備品名	単位	料金(円)
照	フットライト	1列	530
	ローア・水平ライト	1列	2,160
	アッパー・水平ライト	1列	4,320
	ボーダーライト	1列	1,080
	スポットライト(1kw未満)	1台	160
	スポットライト(1kw)	1台	220
	スポットライト(1.5kw)	1台	330
	スポットライト(2kw)	1台	430
	スポットライト(3kw)	1台	660
	ストリップライト(4灯)	1台	110
	ストリップライト(12灯)	1台	330
	ピンスポットライト(1kw)	1台	820
	ピンスポットライト(2kw)	1台	1,080
	効果器類	1台	1,080
	音響反射板ライト	1台	160
	エフェクトパターン	1枚	100
	スタンド・ベース	1台	100
明	カラーフィルター	1枚(大判)	120
	その他ライト類	1台/1kw	160
	ピアノ(外国製フルコンサート)	1台	10,800
	ピアノ(日本製フルコンサート)	1台	5,350
	チェンバロ	1台	10,800
	和太鼓	1台	920
	指揮台/指揮者用譜面台	一式	430
	演奏者用譜面台・譜面灯 譜奏者用椅子	1台	80
	ピアノ椅子・バス椅子	1脚	100
	姿見・ホワイトボード・黒板 インカム(仮設) レーザーポインター	1台	220
	自立式スクリーン	1台	510
	16mm映写機	1台	7,200
	プロジェクター(OHP・スライド)	1台	1,450
	ビデオプロジェクター	1台	2,050
	ビデオデッキ・DVD	1台	1,080
	CCDカメラ	一式	540
	モニターTV	1台	540
持込電気利用料	1kw	320	

※備考1 利用料金には、消費税を含みます。

※備考2 ピアノの調律のみの場合は、料金は無料です。

■利用時間と利用区分

利用時間	利用区分
10:00～22:00	午前 10:00～12:30
	午後 13:00～15:30
	夕方 16:00～18:30
	夜間 19:00～22:00

※備考1 利用時間には、準備から撤去まで、施設の利用に要するすべての時間を含みます。

※備考2 練習時間の延長、準備、撤去等で、やむを得ず上記の利用時間を超えた場合は、超過利用料金をいただきます。なお、超過利用は、理事長が認める場合に限りです。

■利用料金

区 分	料 金				単位 (円)
	午 前 10:00～12:30	午 後 13:00～15:30	夕 方 16:00～18:30	夜 間 19:00～22:00	
大 練 習 室	2,450	2,450	2,450	3,000	
中 練 習 室 1	1,750	1,750	1,750	2,050	
中 練 習 室 2	1,750	1,750	1,750	2,050	
小 練 習 室 1	820	820	820	1,030	
小 練 習 室 2	820	820	820	1,030	
小 練 習 室 3	820	820	820	1,030	
小 練 習 室 4	820	820	820	1,030	
小 練 習 室 5	820	820	820	1,030	
小 練 習 室 6	820	820	820	1,030	
リハーサル室	4,100	4,100	4,100	4,950	

※備考1 利用料金には、消費税・冷暖房料金を含みます。

※備考2 大練習室又はリハーサル室を発表会等に利用する場合は、上記料金の2倍となります。

■附属設備及び器具の利用料金（1利用区分）

区分	設備・備品名	単位	料金(円)	区分	設備・備品名	単位	料金(円)
楽 器	ピアノ（セミコンサート）	1台	1,030	そ の 他	アンプセット(ミキサー・スピーカーを含む)	一式	820
	ピアノ（アップライト）	1台	510		マイクロホン	1本	80
	電子ピアノ	1台	310		CD・MD	1台	100
	ドラムセット	一式	310		バレエ用シート	1枚	410
そ の 他	指揮台/指揮者用譜面台	一式	200	持込電気利用料	1台/1kw	200	
	演奏者用譜面台	1台	60				

※備考 利用料金には、消費税を含みます。

■休館日

- ① 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- ② 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- ③ 設備の保守点検等のために知事が特に必要があると認める日
ただし、知事が特に必要があると認めるときは、①、②に定める日でも開館することがあります。

■受付期間

利用日の属する月の3月前の月の初日から利用日の前日まで（連続して利用する場合、利用日とはその初日とします。）

- ※注1 iichiko グランシアタ、iichiko 音の泉ホール、iichiko アトリウムプラザ、県民ギャラリーと併せて練習室を利用する場合（以下「併用利用」という。）その受付期間は、iichiko グランシアタ、iichiko 音の泉ホール、iichiko アトリウムプラザ、県民ギャラリーの場合と同じです。
- ※注2 受付期間の初日が休館日の場合は、翌日以降の最初の開館日が受付初日となります。

■連続利用

連続して利用できる日数は7日以内です。

■申込み

- ① 受付日 休館日を除いて毎日受け付けます。
- ② 受付時間 午前10時から午後8時まで
- ③ 受付場所 財団法人大分県文化スポーツ振興財団 地下1階事務室
- ④ 受付手続
 - ・利用許可申請書（別添：様式第2号）を提出してください。（FAX可）
 - 初めての申請の場合は、施設利用誓約書（別添：様式第15号）を併せて提出してください。
 - ・受付期間内に申請があったものについては、先着順に受け付けます。
 - ・利用希望日が重なった場合は、午前10時の時点で抽選等により決定します。

■利用料金の支払

- ① 支払方法
現金または銀行振込、郵便払込をお願いします。（現金の場合は、財団法人大分県文化スポーツ振興財団地下1階事務室まで）
 - ② 支払時期
許可通知書発行の日から10日以内を原則とします。（10日以内に利用日が到来する場合は利用日まで）
- ※注 附属設備・器具の利用料金は、利用当日の精算時（利用開始前まで）に現金でお支払いください。

■利用の変更

- ① やむを得ない事情による利用日等の変更は、変更先の日・時間が空いている場合、1回に限り認めます。
- ② 変更する場合は、利用日の前日までに利用変更許可申請書（財団で用意）を提出してください。
- ③ 主催者の変更、催物内容の変更、別の施設への変更はできません。
- ④ 変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできません。

■利用の取消し

利用を取消す場合は、利用取消申出書（財団で用意）を提出してください。なお、利用を取消した場合（取消しを申し出ることなく利用しなかった場合を含む。）は、利用料金の全額を取消料としてお支払いいただくこととなります。

利用料金算定の注意事項

◇利用料金

- ① 利用料金には、消費税・冷暖房料金を含みます。
- ② 2つ以上の利用時間区分を継続して利用する場合は、その利用時間区分の間の時間の利用料金は不要です。
- ③ 利用料金の額に円未満の端数が生じた場合には、円未満は切捨てとなります。

◇利用時間区分

利用時間区分内の一部の時間の利用でも、その利用時間区分のすべてを利用したものと扱いになります。

◇超過利用

- ① 利用時間区分を超えて利用することは、やむを得ない事情があり、他の利用者に支障がない場合に限り認めます。
- ② 利用時間区分を超えて利用する場合の1時間当たりの利用料金の額は、その時間の直前の利用時間区分の1時間当たりの利用料金の130%とします。超過時間に1時間未満の端数が出た場合には、1時間として計算します。
- ③ 施設を超過利用する場合に限り、附属設備及び器具を超過利用することができます。この場合の超過利用料金の計算は、施設の場合に準じます。
- ④ 複数の利用時間区分にわたって利用する場合及び利用時間区分を超えて利用する場合を除き、各利用時間区分における利用開始時刻前の利用は、原則としてできません。

■利用時間と利用区分

利用時間	利用区分
9:00～22:00	午前 9:00～12:00
	午後 13:00～17:00
	夜間 18:00～22:00

※ 利用時間には、準備から撤去まで、施設の利用に要するすべての時間を含みます。

■利用料金

	利用区分			単位(円)
	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	
中会議室 1	7,900	10,500	10,500	
中会議室 2	7,900	10,500	10,500	
小会議室 1	5,350	7,100	7,100	
小会議室 2	3,900	5,150	5,150	
小会議室 3	3,700	4,950	4,950	
小会議室 4	3,700	4,950	4,950	
映像小ホール	映像室利用	9,750	13,100	13,100
	会議室利用	7,900	10,500	10,500

※ 利用料金には、消費税・冷暖房料金を含みます。

■附属設備及び器具の利用料金（1利用区分）

設備・備品名	単位	料金(円)	
拡声装置	一式	1,250	(小会議室は除く)
35mm映写機	1台	7,200	(映像小ホールのみ)
16mm映写機	1台	2,750	(映像小ホールのみ)
プロジェクター(ビデオ)	1台	1,850	
マイクロホン(ダイナミック型)	1本	510	(小会議室は除く)
マイクロホン(ワイヤレス)	1本	820	(小会議室は除く)
持込電気利用料	1台/1kw	320	

※ 利用料金には、消費税を含みます。

■休館日

- ① 毎月の第2月曜日及び第4月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)
- ② 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
- ③ 設備の保守点検等のために知事が特に必要があると認める日
ただし、知事が特に必要があると認めるときは、①、②に定める日でも開館することがあります。

■受付期間

利用日の属する月の3月前の月の初日から利用日の前日まで（連続して利用する場合、利用日とはその初日とします。）

- ※注1 iiichiko グランシアタ、iiichiko 音の泉ホール、iiichiko アトリウムプラザ、県民ギャラリーと会議室を併用利用する場合の受付期間は、iiichiko グランシアタ、iiichiko 音の泉ホール、iiichiko アトリウムプラザ、県民ギャラリーの場合と同じです。
- ※注2 受付期間の初日が休館日の場合は、翌日以降の最初の開館日が受付初日となります。

■連続利用

連続して利用できる日数は7日以内です。

■申込み

- ① 受付日 休館日を除いて毎日受け付けます。
- ② 受付時間 午前10時から午後5時まで（映像小ホールは午後8時まで）
- ③ 受付場所 財団法人分県文化スポーツ振興財団 4階事務室（映像小ホールは地下1階事務室）
- ④ 受付手続
 - ・利用許可申請書（別添：様式第3号）を提出してください。（FAX可）
 - 初めての申請の場合は、施設利用誓約書（別添：様式第15号）を併せて提出してください。
 - 受付期間内に申請があったものについて、先着順に受け付けます。
 - 利用希望日が重なった場合は、午前10時の時点で抽選等により決定します。

■利用料金の支払

- ① 支払方法

現金または銀行振込、郵便払込でお願いします。

（現金の場合、会議室については財団法人分県文化スポーツ振興財団4階事務室、映像小ホールについては同地下1階事務室まで）
- ② 支払時期

許可通知書発行の日から10日以内を原則とします。（10日以内に利用日が到来する場合は利用日まで）

※注 附属設備・器具の利用料金は、利用当日の精算時（利用開始前まで）に現金でお支払いください。

■利用の変更

- ① やむを得ない事情による利用日等の変更は、変更先の日・時間が空いている場合、1回に限り認めます。
- ② 変更する場合は、利用日の前日までに利用変更許可申請書（財団で用意）を提出してください。
- ③ 主催者の変更、催物内容の変更、別の施設への変更はできません。
- ④ 変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできません。

■利用の取消し

利用を取消す場合は、利用取消申出書（財団で用意）を提出してください。なお、利用を取消した場合（取消しを申し出ることなく利用しなかった場合を含む。）は、利用料金の全額を取消料としてお支払いいただくこととなります。

利用料金算定の注意事項

◇利用料金

- ① 利用料金には、消費税・冷暖房料金を含みます。
- ② 2つ以上の利用時間区分を継続して利用する場合は、その利用時間区分の間の時間の利用料金は不要です。
- ③ 利用料金の額に円未満の端数が生じた場合には、円未満は切捨てとなります。

◇利用時間区分

利用時間区分内の一部の時間の利用でも、その利用時間区分のすべてを利用したものと扱いになります。

◇超過利用

- ① 利用時間区分を超えて利用することは、やむを得ない事情があり、他の利用者に支障がない場合に限り認めます。
- ② 利用時間区分を超えて利用する場合の1時間当たりの利用料金の額は、その時間の直前の利用時間区分の1時間当たりの利用料金の130%とします。超過時間に1時間未満の端数が出た場合には、1時間として計算します。
- ③ 施設を超過利用する場合に限り、附属設備及び器具を超過利用することができます。この場合の超過利用料金の計算は、施設の場合に準じます。
- ④ 複数の利用時間区分にわたって利用する場合及び利用時間区分を超えて利用する場合を除き、各利用時間区分における利用開始時刻前の利用は、原則としてできません。

■利用時間と利用区分

区 分	利 用 時 間	利 用 区 分
ギャラリー利用	9:00～20:00	全 日
会議室利用		

- ※備考1 利用時間には、準備から撤去まで、施設の利用に要するすべての時間を含みます。
 ※備考2 準備、撤去等で、やむを得ず上記の利用時間を超えた場合は、超過利用料金をいただきます。
 なお、超過利用は、理事長が認める場合に限りです。
 ※備考3 時間単位のご利用はできません。

■利用料金

区 分	料 金	単 位 (円)
ギャラリー利用 (全日)	9,250	
会議室利用 (全日)	10,800	

- ※備考1 利用料金には、消費税・冷暖房料金を含みます。
 備考2 物販行為等の営利目的で利用する場合は上記料金の2倍となります。

■附属設備及び器具の利用料金（1利用区分）

設備・備品名	単 位	料 金 (円)
展示パネル	1 枚	200
展示用ライト	1 台	60
持込電気利用料	1 kw	820

- ※備考 利用料金には、消費税を含みます。

■休館日

- ① 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- ② 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- ③ 設備の保守点検等のために知事が特に必要があると認める日
 ただし、知事が特に必要があると認めるときは、①、②に定める日でも開館することがあります。

■受付期間

利用日の属する月の12月前の月の初日から利用日の前日まで、ただし、会議室利用の場合は3月前の月の初日から前日までとします。（※連続して利用する場合、利用日とはその初日とします。）

- ※注1 iiichiko グランシアタ、iiichiko 音の泉ホール、iiichiko アトリウムプラザと県民ギャラリーを併用利用する場合の受付期間は、iiichiko グランシアタ、iiichiko 音の泉ホール、iiichiko アトリウムプラザの場合と同じです。
 ※注2 受付期間の初日が休館日の場合は、翌日以降の最初の開館日が受付初日となります。

■連続利用

連続して利用できる日数は14日以内です。

■申込み

- ① 受付日 休館日を除いて毎日受け付けます。
- ② 受付時間 午前10時から午後8時まで
- ③ 受付場所 財団法人大分県文化スポーツ振興財団 地下1階事務室
- ④ 受付手続
 - ・利用許可申請書（別添：様式第4号）を提出してください。（FAX可）
 - 初めての申請の場合は、施設利用誓約書（別添：様式第15号）を併せて提出してください。
 - ・受付期間内に申請があったものについては、先着順に受け付けます。
 - ・利用希望日が重なった場合は、午前10時の時点で抽選等により決定します。

■利用料金の支払

- ① 支払方法
現金または銀行振込、郵便払込をお願いします。(現金の場合は、財団法人分県文化スポーツ振興財団地下1階事務室まで)
- ② 支払時期
許可通知書発行の日から10日以内を原則とします。(10日以内に利用日が到来する場合は利用日まで)
※注 附属設備・器具の利用料金は、利用当日の精算時に現金でお支払いください。

■利用の変更

- ① やむを得ない事情による利用日等の変更は、変更先の日・時間が空いている場合、1回に限り認めます。
- ② 変更する場合は、利用日の60日前までに利用変更許可申請書(財団で用意)を提出してください。ただし、会議室利用の場合は、利用日の前日までとします。
- ③ 主催者の変更、催物内容の変更、別の施設への変更はできません。
- ④ 変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできません。

■利用の取消し

利用を取消す場合は、利用取消申出書(財団で用意)を提出してください。なお、利用を取消した場合(取消しを申し出ることなく利用しなかった場合を含む。)は、次に掲げる取消料をお支払いいただくこととなります。

区 分	取 消 期 間	取 消 料
ギャラリー利用	利用日の30日前まで	利用料金の30%相当額
	利用日の29日前以降	利用料金の全額
会議室利用	取消し時期の区分なし	利用料金の全額

利用料金算定の注意事項

◇利用料金

- ① 利用料金には、消費税・冷暖房料金を含みます。
- ② 利用料金の額に円未満の端数が生じた場合には、円未満は切捨てとなります。

◇利用時間区分

利用時間区分内の一部の時間の利用でも、その利用時間区分のすべてを利用したものと扱いになります。

◇超過利用

- ① 利用時間区分を超えて利用することは、やむを得ない事情があり、他の利用者に支障がない場合に限り認めます。
- ② 利用時間区分を超えて利用する場合の1時間当たりの利用料金の額は、その時間の直前の利用時間区分の1時間当たりの所定料金の額の130%とします。超過時間に1時間未満の端数が出た場合には、1時間として計算します。
- ③ 施設を超過利用する場合に限り、附属設備及び器具を超過利用することができます。この場合の超過利用料金の計算は、施設の場合に準じます。

■利用時間と利用区分

利用時間	利用区分	
9:00～20:00	全日	9:00～20:00
	5時間以内	9:00～20:00の間で5時間以内

- ※備考1 利用時間には、準備から撤去まで、施設の利用に要するすべての時間を含みます。
 ※備考2 催物の時間の延長、準備、撤去等で、やむを得ず上記の利用時間を超えた場合は、超過利用料金をいただきます。
 なお、超過利用は、理事長が認める場合に限りです。

■利用料金

区分	料金		単位(円)
	全日 9:00～20:00	5時間以内 左の時間内で5時間以内	
50㎡以内を利用する場合	5,150	2,575	
50㎡を超え100㎡以内を利用する場合	10,300	5,150	
100㎡を超え200㎡以内を利用する場合	20,600	10,300	
200㎡を超え300㎡以内を利用する場合	30,800	15,400	
300㎡を超えて利用する場合	41,100	20,550	

- ※備考1 利用料金には消費税、冷暖房料を含みます。
 ※備考2 営利目的で利用する場合は上記料金の2倍となります。
 ※備考3 準備等で利用する場合の利用料金は所定料金の50%となります。ただし、同一日に準備等と本利用が含まれる場合には、割引は適用しません。
 ※備考4 iichiko グランシアタ、iichiko 音の泉ホールと iichiko アトリウムプラザを併用利用する場合の利用料金は所定料金の50%となります。
 ※備考5 「営利目的」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
 ア 物販行為(契約行為を含む。)を行う場合
 イ 商業宣伝のための展示等に利用する場合
 ※備考6 「準備等」とは、準備、設営、撤去等本来の目的以外で利用する場合をいいます。

■附属設備及び器具の利用料金(1利用区分)

設備・備品名	単位	料金(円)
持込電気利用料(5時間以内)	1 kw	410
持込電気利用料(1日)	1 kw	820

- ※備考 利用料金には消費税、冷暖房料を含みます。

■休館日

- ① 毎月の第2月曜日及び第4月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)
- ② 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
- ③ 設備の保守点検等のために知事が特に必要があると認める日
 ただし、知事が特に必要があると認めるときは、①、②に定める日でも開館することがあります。

■受付期間

利用日の属する月の6月前の月の初日から利用日の2日前まで

※連続して利用する場合、利用日とはその初日とします。

- ※注1 次の催物についての iichiko アトリウムプラザの利用申込は、利用希望日の属する月の2年前から受け付けます。

- ① 大分県の主催、共催する催物(舞台公演及び知事が特に認めたその他の催物)
- ② 財団法人分県文化スポーツ振興財団が主催、共催し、受託した催物
- ③ 国、市町村の主催する催物で知事が特に認めたもの
- ④ 公共的団体主催の公益を目的とする催物で九州規模以上のもの

- ※注2 iichiko グランシアタ、iichiko 音の泉ホールと iichiko アトリウムプラザを併用利用する場合の受付期間は、iichiko グランシアタ、iichiko 音の泉ホールの場合と同じです。

- ※注3 受付期間の初日が休館日の場合は、翌日以降の最初の開館日が受付初日となります。

■連続利用

連続して利用できる日数は14日以内です。

■申込み

- ① 受付日 休館日を除いて毎日受け付けます。
- ② 受付時間 午前10時から午後5時まで
- ③ 受付場所 財団法人分県文化スポーツ振興財団 4階事務室
- ④ 受付手続
 - ・利用許可申請書（別添：様式第5号）を提出してください。（FAX可）
 - ・初めての申請の場合は、施設利用誓約書（別添：様式第15号）を併せて提出してください。
 - ・受付期間内に申請があったものについては、先着順に受け付けます。
 - ・利用希望日が重なった場合は、午前10時の時点で抽選等により決定します。

■利用料金の支払

- ① 支払方法 現金または銀行振込、郵便払込をお願いします。（現金の場合は、財団法人分県文化スポーツ振興財団 4階事務室まで）
- ② 支払時期 許可通知書発行の日から10日以内を原則とします。（10日以内に利用日が到来する場合は利用日まで）
※注1 附属設備・器具の利用料金は、利用当日の精算時に現金でお支払いください。

■利用の変更

- ① やむを得ない事情による利用日等の変更は、変更先の日・時間が空いている場合、1回に限り認めます。
- ② 変更する場合は、利用日の60日前までに利用変更許可申請書（財団で用意）を提出してください。
- ③ 主催者の変更、催物内容の変更、別の施設への変更はできません。
- ④ 変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできません。

取 消 期 間	取 消 料
利用日の30日前まで	利用料金の30%相当額
利用日の29日前以降	利用料金の全額

■利用の取消し

利用を取消す場合は、利用取消申出書（財団で用意）を提出してください。なお、利用を取消した場合（取消しを申し出ることなく利用しなかった場合を含む。）は、次に掲げる取消料をお支払いいただくこととなります。

利用料金算定の注意事項

◇利用料金

- ① 利用料金には、消費税・冷暖房料金を含みます。
- ② 利用料金の額に円未満の端数が生じた場合には、円未満は切捨てとなります。

◇利用時間区分

利用時間が5時間以内であれば「5時間以内」、5時間を超えれば「全日」の利用料金となります。

◇超過利用

- ① 利用時間区分を超えて利用することは、やむを得ない事情があり、他の利用者に支障がない場合に限り認めます。
- ② 利用時間区分を超えて利用する場合の1時間当たりの利用料金の額は、その時間の直前の利用時間区分の1時間当たりの所定料金の130%とします。超過時間に1時間未満の端数が出た場合には、1時間として計算します。
- ③ 施設を超過利用する場合に限り、附属設備及び器具を超過利用することができます。この場合の超過利用料金の計算は、施設の場合に準じます。

■利用前の準備

- 1 利用許可
利用許可申請書の提出を確認後、利用許可書をお渡しします。この許可書は、施設を利用する際に必要ですので、紛失しないようご注意ください。
- 2 事前打合せ
催物を円滑に進行させるために、施設の利用に関する計画書と催物全体に関する資料を持参の上、事前に財団の担当者と打ち合せを行ってください。
ア 打合せ事項
 - ① 催物のスケジュール
 - ② 会場・舞台設営・入場整理・会場警備
会場設営、場内外整理、もぎり、放送等に必要な人員、舞台・照明・音響の技術要員の増員については、主催者で手配してください。
また、スタンディングが予想される場合で会場整理員を必要とする場合は、会場整理員配置計画書を提出の上、主催者で必要な人員を手配してください。
 - ③ 附属設備、器具等
 - ④ 物品販売・提供などの有無
所定の場所以外での物販等はできません。
 - ⑤ 飲食物等
客席等への飲食物の持込みはできません。また、所定の場所以外での飲食、ホール内での喫煙はできません。
- イ 必要書類
○催物進行表、プログラム ○会場・舞台設営図 ○その他資料
- 3 関係官庁への届出等
催物の内容によっては、官公庁等への届出等が必要な場合があります。あらかじめ、官公庁等にご相談ください。
 - 催物開催関係 …………… 大分中央消防署 …………… TEL097-532-2108
 - 著作権関係 …………… (社)日本音楽著作権協会九州支部 …………… TEL092-441-2285
 - 警備関係 …………… 大分中央警察署 …………… TEL097-533-2131

■利用当日の注意

- 1 利用許可書の提示
施設を利用する際は、必ず事務室にて利用許可書をご提示ください。
- 2 利用時間の厳守
許可された利用時間には、準備・撤去の時間も含まれていますので、その時間内にすべてを終了させてください。
- 3 入場定員の厳守
客席に定員を超える観客を入場させることは、消防法により禁止されています。定員は、厳守してください。
- 4 施設内外の整理等
催物に係わる入場の誘導・整理、楽屋、附属設備・器具の管理、展示品の管理は、主催者で責任をもって行ってください。
なお、利用の許可を受けていない施設には立ち入らないでください。
- 5 資材、資料等の搬入・搬出
所定の搬出入口をご利用ください。なお、搬出入ルートなどにつきましては、あらかじめ財団の担当者と打ち合わせてください。
- 6 看板・ポスター等の掲示
所定の場所以外での掲示はできません。あらかじめ財団にご相談ください。壁、柱、扉、ガラス等に貼紙をしたり、押しピン、釘等を使用することはお断りします。
- 7 目的外利用等の禁止
利用許可書に記載されている目的外での利用等はお断りします。
- 8 造作等の制限
利用に当たって、造作等を要する場合は、財団の担当者までお問い合わせください。
- 9 原状回復
催物終了後、利用した施設、附属設備・器具等を利用前の状態に戻して、財団の担当者の点検を受けてください。
- 10 損害賠償
施設、附属設備・器具等を損傷し、または滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。
- 11 ゴミ等の回収
公演に伴い発生するゴミ（舞台、楽屋、受付等の全てのゴミ）は主催者側でお持ち帰りください。

■利用の取消し、制限

- 利用内容が次のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取消し、または、利用を制限させていただくことがあります。
- 1 大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例、条例に基づく規則または許可に際して付された条件に違反したとき。（利用料金が期限内に納入されなかった場合を含む。）
 - 2 偽りその他の不正な手段により利用の許可を受けたとき。
 - 3 秩序または風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- 4 施設または附属設備・器具等を損傷し、または失するおそれがあると認められるとき。
- 5 その他施設の管理運営上、支障があると認められるとき。

■管理責任の範囲及び不可抗力の場合の措置

不測の事故等により利用者、出演者、参加者及び観客に事故が生じた場合、または天災地変、交通機関のストなどの不可抗力によって催物を実施できなくなった場合の損害について、当財団ではその責を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

練習室

■利用当日の注意

- 1 利用時間内は、利用者に鍵をお預けし、管理をお任せします。
- 2 練習室内での飲食・喫煙はできません。
- 3 リハーサル室・大練習室・中練習室は土足での利用はできません。備付のスリッパを利用するか、上履きをご用意ください。
- 4 グランドピアノは勝手に移動させないでください。移動を希望する場合は、必ず係員に申し出てください。アップライトピアノは絶対に動かさないでください。
- 5 机・イス・備品等の移動作業は、利用時間内で利用者に行なっていただきます。使用後は、元の状態に戻してください。
- 6 利用申込をしていないピアノ・楽器類には、触れないでください。（利用申込をしていなくても利用したと認められる場合には、後で利用料をいただくこととなります。）
- 7 利用中は2枚の防音扉を完全に閉めておいてください。また、練習室前の廊下は公共スペースですので、他の利用者の迷惑となるような行為はお控えください。
- 8 利用内容が秩序又は風俗を乱すおそれがあるときは、利用の許可を取消し、又は利用を制限させていただくことがあります。
- 9 施設、附属設備・器具等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償していただくことがあります。利用中、建物や備品に損傷を与えた場合は、必ず係員に届け出てください。
- 10 利用が終わりましたら、受付カウンターに鍵を必ずご返却ください。

■利用の取消し

次の場合には、予約を取消することがあります。

- ①申請書等に虚偽の記載があったとき
- ②支払期限を過ぎても利用料の入金を確認できないとき
- ③利用内容が秩序もしくは風俗を乱す恐れがあると認められるとき、又は当センターの施設等を損傷、もしくは滅失する恐れがあると認められるとき
- ④その他施設の管理運営上支障があると認められるとき

会議室

■利用当日の注意

- 1 入室、退室時の連絡
会議室を利用前・後は、必ず財団の担当者にお知らせください。
- 2 利用時間の厳守
準備、撤収は、利用時間内にすべてを終了させてください。
- 3 資材、資料等の搬入・搬出
所定の搬出入口をご利用ください。なお、搬出入ルートなど、あらかじめ財団の担当者と打ち合わせてください。
- 4 会議室内での喫煙はできません。

■利用の取消し

次の場合には、予約を取消することがあります。

- ①申請書等に虚偽の記載があったとき
- ②支払期限を過ぎても利用料の入金を確認できないとき
- ③利用内容が秩序もしくは風俗を乱す恐れがあると認められるとき、又は当センターの施設等を損傷、もしくは滅失する恐れがあると認められるとき
- ④その他施設の管理運営上支障があると認められるとき

県民ギャラリー

■利用当日の注意

- 1 ご利用時間内は、利用者に鍵をお預けし、管理をお任せします。
- 2 県民ギャラリー内での喫煙はできません。
- 3 搬入、搬出及び机・イス・パネル等備品の設営、撤去作業は、利用時間内で利用者に行なっていただきます。ご利用後には、元の状態に戻してください。

- ※注① 展示には、展示用ハンガーをご利用ください。壁面、パネル上で釘、接着用テープ等は使用しないでください。
- ※注② 設営時、展示物や展示用パネル等で非常口や消火器を、塞いでしまわないようご注意ください。また、県民ギャラリー外にサインスタンドを設置される場合も、非常口や点字ブロックを塞ぐことのないようご注意ください。
- 4 利用申込をしていない備品は、利用しないでください。（利用申込をしていなくても利用したと認められる場合には、後で利用料をいただくこととなります。）
 - 5 荷さばき場をご利用の場合は、お申込が必要です。お申込いただいた日時以外はお利用になれません。
 - 6 県民ギャラリー外にサインスタンドを設置する場合は、届出が必要となります。
 - 7 県民ギャラリー前の広場は公共スペースですので、他の利用者の迷惑となるような行為はお控えください。
 - 8 利用内容が秩序又は風俗を乱すおそれがあるときは、利用の許可を取消し、又は利用を制限させていただくことがあります。
 - 9 施設・附属設備・器具等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償していただくことがあります。ご利用中、建物や備品に損傷を与えた場合は、必ず係員に届け出てください。
 - 10 ご利用が終わりましたら、受付カウンターに鍵を必ずご返却ください。

■利用の取消し

次の場合には、予約を取消すことがあります。

- ①申請書等に虚偽の記載があったとき
- ②支払期限を過ぎても利用料の入金が確認できないとき
- ③利用内容が秩序もしくは風俗を乱す恐れがあると認められるとき、又は当センターの施設等を損傷、もしくは滅失する恐れがあると認められるとき
- ④その他施設の管理運営上支障があると認められるとき

i i c h i k a
アトリウムプラザ

■利用当日の注意

- 1 「利用許可書」の提示
施設利用の際は、必ず事務室に利用許可書をご提示ください。
- 2 利用時間の厳守
予め許可された利用時間には、準備、撤収の時間も含まれていますので時間内に全て終了していただきますようお願いいたします。
- 3 施設内外の整理等
催物に係わる入場の誘導・整理、附属設備・器具の管理、展示物の管理は、主催者で責任をもって行ってください。利用許可を受けていない施設には立ち入らないでください。
- 4 資材、資料等の搬入・搬出
搬入・搬出は所定の入り口をご利用ください。なお、搬出入ルート等については、予め財団担当者とお打ち合わせください。
- 5 看板・ポスター等の掲示
所定の場所以外での掲示はできません。予め財団にご相談ください。壁、柱、扉、ガラス等に張り紙したり、押しピン、釘等を使用することはお断りします。
- 6 原状復帰
催物終了後、利用した施設、設備、備品等を利用前の状態に戻して、財団担当者の点検を受けてください。なお、施設、設備、備品等を破損、滅失した場合は弁償していただきます。
- 7 飲食を目的とした利用は認めません。ただし、イベントの一環で利用する場合のみ認めます。なお、ゴミ、持ち込み物は全て撤去するようお願いいたします。床を汚さないよう養生を行うとともに、施設管理に注意をお願いします。

■利用の取消し

次の場合には、予約を取消すことがあります。

- ①申請書等に虚偽の記載があったとき
- ②支払期限を過ぎても利用料の入金が確認できないとき
- ③利用内容が秩序もしくは風俗を乱す恐れがあると認められるとき、又は当センターの施設等を損傷、もしくは滅失する恐れがあると認められるとき
- ④その他施設の管理運営上支障があると認められるとき

■管理責任

利用者は、次の事項を遵守してください。

- 1 当財団の利用規定及び法の定める事項を遵守し、許可内容に従って誠実に催物を開催（運営・管理）してください。
- 2 利用中の各施設の管理、秩序維持、来館者の整理、案内誘導、盗難、事故防止等は、利用者が責任をもって行ってください。
- 3 施設利用中（準備・撤去を含む）に発生した事故等については、利用者のみならず、関係業者や来場者であっても、全て利用者の責任となるので、事故防止に万全を期してください。

ホール利用許可申請書

平成 年 月 日

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団理事長 様

大ホール・中ホールを利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (主催者)	氏 名 (団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)					
	住 所 〒					
	電話番号		FAX 番号			
利用 責任者 (連絡先)	氏 名					
	住 所 〒					
	電話番号		FAX 番号			
施設名	1 大ホール(iichiko グランシアタ) 2 中ホール(iichiko 音の泉ホール)	利用 形態	1 全館利用(全席利用) 2 一部利用(1階席利用) 3 舞台単独利用	併用 利用	1 練習室 2 会議室 3 県民ギャラリー 4 アトリウムプラザ 5 無	
利用目的 (催事名)				催事 種別	1 音 楽 2 演 劇 3 舞 踊 4 その他	
利 用 期 日	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () < 日間 >					
	利 用 日	利用時間	(準備又はリハーサル)	(開場時間)	(公演・本番)	(撤 去)
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	:	: ~ :	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	:	: ~ :	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	:	: ~ :	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	:	: ~ :	: ~ :
入 場 料	1 あり (最高金額 円)		2 なし			
※入場料とは、入場者から徴収する入場の対価すべてを含みます。						
・ イベントカレンダーへの掲載	1 掲載する		2 掲載しない		※出演者名、開場・開演・終演時間、入場料金、問合せ先等	
・ ホームページへの掲載	1 掲載する (年 月 日から)		2 掲載しない			
・ 電光掲示板への表示	1 表示する		2 表示しない		※施設名、催事名、利用時間	
・ ホール利用料の支払方法	1 一括払い		2 分割払い (1回目30%、2回目70%)			

- 注1 利用区分は下記のとおりです。利用時間には準備から撤去まで利用に要するすべての時間を含みます。
 ・午前 9:00~12:00 ・午後 13:00~17:00 ・夜間 18:00~22:00
- 2 利用(舞台単独利用を除く。)を取消される場合は取消料(利用日の30日前まで~利用料金の30%、利用日の29日前以降~利用料金の全額)がかかります。また、利用日等の変更は利用日の60日前までにお申し出がある場合、1回に限り変更できますが、変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできませんのでご承知おきください。なお、全館利用から一部利用、一部利用から全館利用の変更はできません。
- 3 舞台単独利用の場合の取消料は利用料金の全額がかかります。また、利用日等の変更はできません。
- 4 初めのご利用の場合、別紙 施設利用誓約書(様式第15号)に署名・捺印をお願いします。
- 5 お申し込みにより取得した個人情報、厳重な管理を行い、財団事業に関する宣伝物、印刷物の送付等、各種サービスのご案内のために利用いたしますが、このサービスのご案内に同意しない場合は下記の□にチェックしてください。(チェックがない場合は同意をいただいたものとさせていただきます) □同意しない

伺い	平成 年 月 日				
決裁	平成 年 月 日				

練習室利用許可申請書

平成 年 月 日

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団理事長 様

練習室を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (主催者)	氏名(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)			
	住所〒		FAX番号	
	電話番号		FAX番号	
利用 責任者 (連絡先)	氏名			
	住所〒		FAX番号	
	電話番号		FAX番号	
利用内容	1 発表会 2 ピアノ練習 3 楽器練習 4 バンド練習 5 歌・合唱 6 ダンス 7 その他()			
電光掲示板への表示	1 表示する「 2 表示しない			
利用日	利用施設	利用区分	入場者数	特記事項 (備品・楽器等の利用希望)
月 日 ()	リハーサル室・中練習室(1・2) 大練習室・小練習室 ()	午前・午後 夕方・夜間	人	
月 日 ()	リハーサル室・中練習室(1・2) 大練習室・小練習室 ()	午前・午後 夕方・夜間	人	
月 日 ()	リハーサル室・中練習室(1・2) 大練習室・小練習室 ()	午前・午後 夕方・夜間	人	
月 日 ()	リハーサル室・中練習室(1・2) 大練習室・小練習室 ()	午前・午後 夕方・夜間	人	
月 日 ()	リハーサル室・中練習室(1・2) 大練習室・小練習室 ()	午前・午後 夕方・夜間	人	
月 日 ()	リハーサル室・中練習室(1・2) 大練習室・小練習室 ()	午前・午後 夕方・夜間	人	
月 日 ()	リハーサル室・中練習室(1・2) 大練習室・小練習室 ()	午前・午後 夕方・夜間	人	

- 注1 利用区分は下記のとおりです。利用時間には準備から撤去まで利用に要するすべての時間を含みます。
 ・午前10:00～12:30 ・午後13:00～15:30 ・夕方16:00～18:30 ・夜間19:00～22:00
- 2 利用を取消される場合は取消料(利用料金の全額)がかかります。また、利用日等の変更は利用日の前日午後8時までにお申し出がある場合、1回に限り変更できますが、変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできませんのでご承知おきください。
- 3 練習室内での飲食、喫煙はできません。
- 4 初めてのご利用の場合、別紙 施設利用誓約書(様式第15号)に署名・捺印をお願いします。
- 5 お申し込みにより取得した個人情報、は、厳重な管理を行い、財団事業に関する宣伝物、印刷物の送付等、各種サービスのご案内のために利用いたしますが、このサービスのご案内に同意しない場合は下記の□にチェックしてください。
 (チェックがない場合は同意をいただいたものとさせていただきます) □同意しない

伺い 平成 年 月 日					
決裁 平成 年 月 日					

会議室利用許可申請書

平成 年 月 日

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団理事長 様

会議室を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (主催者)	氏 名 (団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)		
	住 所 〒		
	電話番号	FAX 番号	
利 用 責 任 者 (連絡先)	氏 名		
	住 所 〒		
	電話番号	FAX 番号	
会 議 名			
利用目的			利用人数 人
利 用 日	利 用 施 設	利用区分	附属設備 (中会議室用) ①マイク ②OHP ③スライド ④ビデオプロジェクター
月 日 ()	中 (1・2)、小 (1・2・3・4) 映像小ホール	午前・午後・夜間	
月 日 ()	中 (1・2)、小 (1・2・3・4) 映像小ホール	午前・午後・夜間	
月 日 ()	中 (1・2)、小 (1・2・3・4) 映像小ホール	午前・午後・夜間	
月 日 ()	中 (1・2)、小 (1・2・3・4) 映像小ホール	午前・午後・夜間	
月 日 ()	中 (1・2)、小 (1・2・3・4) 映像小ホール	午前・午後・夜間	
月 日 ()	中 (1・2)、小 (1・2・3・4) 映像小ホール	午前・午後・夜間	
月 日 ()	中 (1・2)、小 (1・2・3・4) 映像小ホール	午前・午後・夜間	
電気機器の使用	1 あり 2 なし ※附属設備以外のもの ()		
電光掲示板への表示	1 表示する 2 表示しない ※表示内容は利用時間及び会議名です。(全角24字、半角48字以内)		

- 注1 利用区分は下記のとおりです。利用時間には準備から撤去まで利用に要するすべての時間を含みます。
 ・午前 9:00～12:00 ・午後 13:00～17:00 ・夜間 18:00～22:00
- 2 利用を取消される場合は取消料（利用料金の全額）がかかります。また、利用日等の変更は利用日の前日午後5時（映像小ホールは午後8時）までにお申し出がある場合、1回に限り変更できますが、変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできませんのでご承知おきください。
- 3 机・イスについては原則として備え付け以外のものは使用できません。
- 4 初めてのご利用の場合、別紙 施設利用誓約書（様式第15号）に署名・捺印をお願いします。
- 5 お申し込みにより取得した個人情報、厳重な管理を行い、財団事業に関する宣伝物、印刷物の送付等、各種サービスのご案内のために利用いたしますが、このサービスのご案内に同意しない場合は下記の□にチェックしてください。（チェックがない場合は同意をいただいたものとさせていただきます。） □同意しない

伺い	平成	年	月	日			
決裁	平成	年	月	日			

県民ギャラリー利用許可申請書

平成 年 月 日

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団理事長 様

県民ギャラリーを利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (主催者)	氏 名 (団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)		
	住 所 〒		
	電話番号	FAX 番号	
利 用 責 任 者 (連絡先)	氏 名		
	住 所 〒		
	電話番号	FAX 番号	
利用内容	1 ギャラリー利用 2 会議室利用	1 営利目的 2 非営利目的	
	催事・会議名「 _____ 」		
電光掲示板への表示	1 表示する (本番の時間 : ~ :) 2 表示しない ※表示内容は本番の時間 (指定のない場合は利用時間) 及び催事名です。 (全角24字、半角48字以内)		
利 用 日	利 用 時 間	特記事項 (展示パネル・スポットライト等の利用希望)	
月 日 ()	: ~ :		
月 日 ()	: ~ :		
月 日 ()	: ~ :		
月 日 ()	: ~ :		
月 日 ()	: ~ :		
月 日 ()	: ~ :		
月 日 ()	: ~ :		
イベントカレンダーへの掲載	1 掲載する 2 掲載しない ※出演者名、開場・開演・終演時間、入場料金、問合せ先等		

注1 利用形態はギャラリー利用と会議室利用があり、いずれも利用時間は9:00~20:00です。利用時間には準備から撤去まで利用に要するすべての時間を含みます。

2 利用を取消される場合は下記のとおり取消料がかかります。

- ・ギャラリー利用：利用日の30日前まで~利用料金の30%、利用日の29日前以降~利用料金の全額
- ・会議室利用：利用料金の全額

3 利用日等の変更はギャラリー利用の場合は利用日の60日前まで、会議室利用の場合は利用日の前日午後8時までにお申し出がある場合、1回に限り変更できますが、変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできませんのでご承知おきください。

4 初めてのご利用の場合、別紙 施設利用誓約書（様式第15号）に署名・捺印をお願いします。

5 お申し込みにより取得した個人情報、厳重な管理を行い、財団事業に関する宣伝物、印刷物の送付等、各種サービスのご案内のために利用いたしますが、このサービスのご案内に同意しない場合は下記の□にチェックしてください。
(チェックがない場合は同意をいただいたものとさせていただきます。) 同意しない

伺い	平成	年	月	日				
決裁	平成	年	月	日				

アトリウムプラザ利用許可申請書

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団理事長 様

平成 年 月 日

アトリウムプラザを利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (主催者)	氏 名 (団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)				
	住 所 〒				
	電話番号		FAX 番号		
利用 責任者 (連絡先)	氏 名				
	住 所 〒				
	電話番号		FAX 番号		
催事名		併 用 利 用	1 大ホール 2 中ホール 3 練習室 4 会議室 5 県民ギャラリー 6 無		
利用目的 (利用面積)	(A・B・C・D・E・F・全面) m ²		1 営利目的 2 非営利目的		
催事種別	1 展示 2 展示即売 3 大会 4 宣伝 5 その他 ()				
利用期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () < 日間 >				
利用期日	利 用 日	利 用 時 間	(準備時間)	(本 利 用)	(撤 去)
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
持込機器	1 あり 2 なし				
イベントカレンダーへの掲載	1 掲載する 2 掲載しない ※出演者名、開場・開演・終演時間、入場料金、問合せ先等				

- 注1 利用区分は下記のとおりです。利用時間には準備から撤去まで利用に要するすべての時間を含みます。
 ・ 1日利用 9:00~20:00 ・ 5時間以内の利用 9:00~20:00の間で5時間以内
- 2 利用を取消される場合は取消料（利用日の30日前まで~利用料金の30%、利用日の29日前以降~利用料金の全額）がかかります。また、利用日等の変更は利用日の60日前までにお申し出がある場合、1回に限り変更できますが、変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできませんのでご承知おきください。
- 3 アトリウムプラザ内での火器の使用及び騒音・振動・臭気・煙等を発する作業は禁止いたします。
- 4 初めのご利用の場合、別紙 施設利用誓約書（様式第15号）に署名・捺印をお願いします。
- 5 お申し込みにより取得した個人情報、厳重な管理を行い、財団事業に関する宣伝物、印刷物の送付等、各種サービスのご案内のために利用いたしますが、このサービスのご案内に同意しない場合は下記の□にチェックしてください。（チェックがない場合は同意をいただいたものとさせていただきます。） 同意しない

伺い 平成 年 月 日					
決裁 平成 年 月 日					

様式第 15 号

施設利用誓約書

私は、本施設を利用するに当たり、下記の行為を行わないことを誓約します。
なお、キについて、指定管理者が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- ア 徒党を組み、又は騒音を発生させ、他の者の利用を妨害する行為
- イ 大分県迷惑防止条例（昭和40年大分県条例第47号）第2条（粗野又は乱暴な行為の禁止）若しくは第3条（卑わいな行為の禁止）に規定する行為又はこれに類する行為
- ウ 賭博行為
- エ 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、^{そそのか}唆す等、反社会的な行為を助長する行為
- オ 爆発物、多量の発火物の所持
- カ 凶器又は凶器となり得るものの所持
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（その団体の構成員〔その団体の構成団体の構成員を含む〕が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の利益になると認められる行為

年 月 日

指定管理者

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 理事長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

（ふりがな）

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

利用に関するお問い合わせ

- ^{ichika}グランシアタ / ^{ichika}音の泉ホール 097-533-4003 (施設課 4階事務室)
- 会議室 //
- ^{ichika}アトリウムプラザ //
- 練習室 097-533-4002 (施設課 1階インフォメーション)
- 県民ギャラリー //

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団
〒870-0029 大分市高砂町2番33号
TEL 097-533-4000 (代表)